

付帯メニュー定義書

【新規申込割】

長野都市ガス株式会社

2024 年 7 月 1 日

目 次

1	実施期日	2
2	定義	2
3	適用条件等	2
4	適用月	3
5	割引内容	3
6	適用廃止	3
7	定義書の変更および廃止	4

付帯メニュー定義書【新規申込割】（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき算定される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

本定義書は、2024 年 7 月 1 日より適用します。

2 定義

次の言葉は、本定義書において、次の意味で使用します。なお、電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

① 付帯メニュー（以下「新規申込割」といいます。）

電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。

3 適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

① 2024 年 7 月 1 日以降に、新たに当社の電気需給契約を当社所定の方法で申し込みを行うこと(なお、当該期間外に電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申し込みをした場合を除く。)。

② 電気の需給開始日が 2024 年 7 月 1 日以降かつお申し込みから 6 か月以内であること。

③ 当社の電気料金メニューのでんきだけ B プラン、ガスもでんきも B プラン、ガスもでんきも B お得プラン、でんきだけ C プラン、ガスもでんきも C プラン、ガスもでんきも C お得プラン、低圧電力のいずれかを適用すること。

(2) (1)にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4 適用月

(1)「新規申込割」の割引の適用月は、以下のとおりとします。

3（適用条件等）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給を開始した月から 2 か月間

5 割引内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引きます。

(1)電気需給約款 20（料金の算定）に基づき、「新規申込割」が付帯する電気料金メニューで算定した料金（税込）から、基本料金（税込）と同額を割引きます。ただし、電気需給約款 21（日割計算）に基づき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金（税込）と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

6 適用廃止

当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気の契約を廃止または解約する場合

電気需給約款 35（需給契約の廃止）または 37（解約等）による解約日

(2)(1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日 なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日まで
の間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7 定義書の変更および廃止

- (1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（需給約款等の変更）に準じます。
- (2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、2（需給約款等の変更）に準じます。